

平成25年度 社会福祉法人平成会 本部事業計画案

1. 法人経営の原則

社会福祉法人平成会は、社会福祉事業の主たる担い手として、ふさわし事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、利用者の意向を尊重し、総合的に多様な福祉サービスを提供することにより、利用者が、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することとします。

2. 法人理念

一 福祉に寄与貢献	地域福祉の拠点としての寄与貢献
一 人権尊重 誠実公正	人格の尊重とプライバシーの保護 誠実公正な接遇介護
一 安全と健康管理	安全と健康は施設の使命
一 情報の公開	明るい透明な施設経営と運営
一 相互協調	相互理解と信頼で築く人間関係

3. 本年度の重点事項

(1) 利用者が安心して利用できる環境作りとサービス向上

- ・利用者にとって「安心・安全」とは何かを常に確認し、必要な環境（ハード、ソフト）整備、体制作りを行う。そのための各種の予防策を立案、そして再発防止策を考察、実行し、同じことを繰り返さない活動の推進を図る。
- ・利用者支援の基本は、当法人の「法人理念」を原点として、利用者の人権、尊厳、権利の尊重に基づく支援を実施する。個別支援と支援計画により適正かつ効率的な支援の実施を図り、サービスの質に向上を図ります。
- ・国の基準に基づき吸引・経管栄養等の医療的ケアを実施する。

(2) 人事管理の充実

- ・経営の持続性を高めるために人材育成に努め、職員の自己実現に寄与するとともに、適切な人事・労務管理を実践する。
- ・法人を支える中堅職員の育成のため、法人組織（役職等）の再構築を図るなどし、又人事考課への反映も更に検討する。
- ・求人对策の強化と定着率の向上を図る。（勤務条件の改善、やりがいのある職場作り）

(3) 財務基盤の安定化

- ・安定した経営の実現のため、24年度に引き続き、業務の効率化及びコスト削減を図ります。
- ・平成25年度より社会福祉法人新会計基準への移行を実施し、経理処理の適正化を図ります。
- ・平成24年度の介護報酬改正による影響は大きいですが、事業改善等を実施し、事業活動収支差額率5%～8%以上（法人全体）を目標とし、財政基盤の安定化を図ります。

(4) 施設、整備の改善

- ・西長洲荘も開設14年目にあたり、施設、設備の修繕、改修並びに買い替えの必要性があるため、計画的に実施していきます。

- ・大規模改修等については出来るだけ各種補助金、助成金を有効活用し、改修していきます。

(5) 地域福祉の推進

- ・ボランティア、実習生の積極的な受け入れや各団体や地域主催の行事への参加を通して地域社会との連携を図ります。
- ・西長洲荘、芦風荘を拠点として、法人、施設の取り組みを発信して、地域に根ざした社会福祉法人として、地域との連携強化を図ります。

(6) 事業の透明性の確保

- ・事業経営状況のホームページによる公表の実施。
- ・自主監査の徹底と理事会等の法人本部諸会議への職員の傍聴等の検討を行う。

4. 中・長期計画

(1) 地域の社会福祉ニーズに対応した事業計画

- ・新たな社会福祉・介護事業の開設
- ・子育て支援事業の実施（院内保育所開設等）

(2) 適正な経営及び財務と透明性の確保

- ・外部監査実施

(3) 介護の質の向上と透明性の確保

- ・第三者評価（平成 26 年度 芦風荘）（平成 27 年度 西長洲荘）

(4) 組織の活性化

- ・人事考課制度の充実
- ・職階層に応じた研修計画の充実

5. 理事会・評議員会の開催

(1) 第 1 回理事会、評議員会 （5 月）

（平成 24 年度事業報告・決算の審議）

(2) 第 2 回理事会、評議員会 （1 1 月）

（平成 25 年度上半期事業報告・中間決算報告、補正予算の審議）

(3) 第 3 回理事会、評議員会 （3 月）

（平成 25 年度法人本部・各事業計画ならびに予算案の審議）

(4) 臨時理事会、評議員会 （随時）

（審議の必要に応じ、随時実施）

6. 個人情報保護

個人情報保護規程に基づき、個人情報保護に努めます。

7. 苦情解決及び情報公開について

第三者委員会を基に、社会福祉法第 8 2 条の規定による利用者からの苦情に適切に対応する体制を整備するとともに、情報公開を積極的に推進する。